

誓約書

1. 動物の本能、習性等を理解するとともに、人への侵害等、他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し、終生飼養に努めること。また飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていることを規約等の文書で提出できること。
2. 犬については、「狂犬病予防法」に基づく「犬の登録」及び「狂犬病予防注射」を受け、「鑑札」及び「狂犬病予防注射済票」を必ず装着させること。また、リードでつなぐ、施設内飼育等、人の生命等に害を加えないようにすることなど「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
3. 猫については、「室内飼い」を行うこと。
4. 飼養する動物について関係法令及び条例を遵守し、適正に飼養すること。また終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内の飼養頭数とすること。
5. 譲渡を受けた動物について、所有者が現れた場合で、当該所有者が返還を求めた場合は、速やかに返還すること。
6. 犬・猫については、繁殖制限について理解をし、避妊・去勢手術を受けさせること。
7. 動物が疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。治療等に要した費用については一切西宮市動物管理センターに請求しないこと。
8. 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為を行わないこと。
9. やむを得ず飼養が困難となった場合等には、新たな飼い主を責任もって探し、その結果を西宮市動物管理センターに報告するとともに、新たな飼い主へ誓約内容を理解させること。
10. 西宮市動物管理センターの実施する調査に協力すること。(飼育状況が適正でない場合、譲渡動物を返還してもらった場合もあります。)
11. 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が起きた場合も、西宮市に対してその責任を一切問わないこと。
12. 転出、死亡等により申請事項に変更があった場合は、西宮市動物管理センターまで届け出を行うこと。
13. 本誓約内容を遵守していないことが明らかになった際に、必要に応じて西宮市動物管理センターが譲渡の中止や譲渡動物の返還を実施する場合があることに同意すること。
14. その他、西宮市動物管理センターの指示に従うこと。

西宮市動物管理センター 様

上記内容について、誓約致します。

年 月 日

住所

氏名

印